

豊橋市立つつじが丘小学校

いじめ防止基本方針

(最新改定)

令和4年4月1日

1 いじめの定義について

「いじめの防止等のための基本的な方針」主な改定（平成29年3月14日）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性がある。これらの基本的な考えをもとにして教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周りの友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そのために学級集団づくりを重点としてとらえ、具体的な取り組みとしては学級活動や道徳教育、人権教育については年間を見通した計画をもとに進める。また、行事や縦割り活動の充実を図る。

このような取り組みをもとにして、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては、いじめ・不登校防止等対策委員会（生活サポート委員会）がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように組織として一貫した対応をする。

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

（1）「生活サポート」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・現職研修で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・毎月「子どもを語る会」を開き、情報を共有する機会とする。
 - ・ハイパーQ-U検査の結果の分析、学習会を通して対策の検討を行い、一人一人の子どもにとって居場所のある学級集団作りを進める。
 - ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、事実の把握と実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
 - ・入学時、各年度の開始時及び改定時に、児童、保護者、関係機関に、学校いじめ防止基本方針について、学校だよりやホームページで周知を図る。
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学

校評価結果等を発信する。

- ・保護者に対し、いじめ対策の窓口や相談機関の紹介も心がける。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ早期発見・対応マニュアル（別紙1）に沿って対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織して、これに対応する。まず「生活サポート小委員会」を開き事実の把握や支援体制の組織を確認する。その後は、「いじめ対策等防止委員会（生活サポート委員会）」を中心に組織的に対応する。
- ・生活サポート小委員会を受けて、重大な事案であると考えられる場合は、「いじめ対策等防止委員会（生活サポート委員会）」を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。特にネット上のいじめへの対応については、警察署等との連携を密にする。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り（最低でも3か月）、継続的な対話・支援を行う。様子については「子どもを語る会」等を通して教職員が共通理解をする。
- ・加害者への成長支援として、継続的な対話を心掛け、自分の行動を振り返り、忘れないようにさせる。そして、いじめをしている児童、いじめられている児童に声をかけられる存在になれるよう、アドバイスをしていく。

4 いじめの未然防止、早期発見の取り組み

（1）いじめの未然防止の取り組み

- ① 年間計画（別紙2）を作成し、計画的にいじめについての指導、未然防止に取り組む。
- ② 学級活動、道徳の時間、委員会活動などにおいて、いじめの問題について考えることで、いじめ防止の活動の必要性を感じさせる。
- ③ 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
教室で独りになっている児童はいないかなど、担任を中心にたくさんの教員の目で把握をする。
- ④ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ⑤ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、縦割り活動や体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑦ メディアコントロールを意識させるとともに、児童の情報機器の所持状況、使用状況を把握し、未然防止に役立てる。
- ⑧ 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

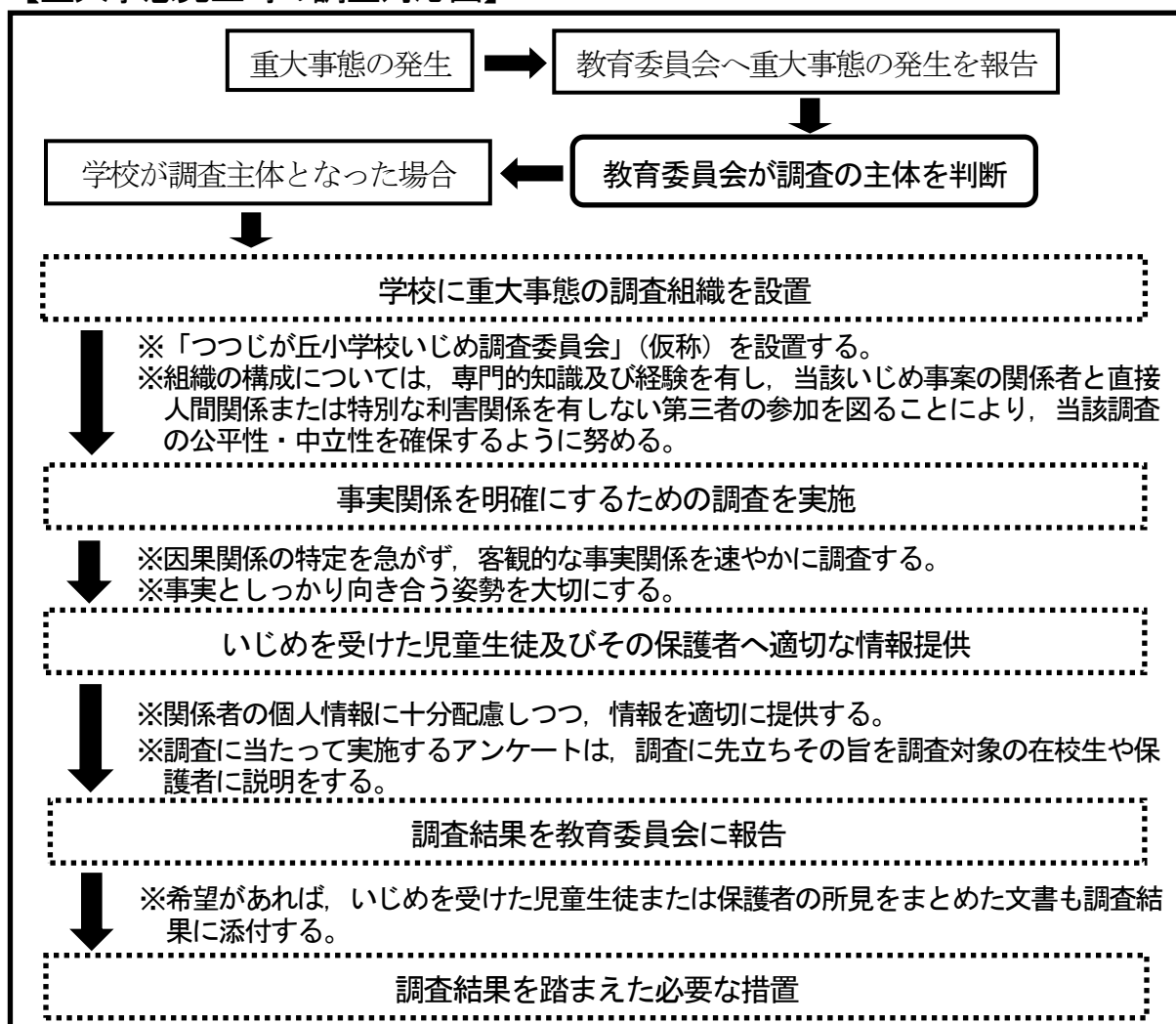
(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 「いじめ早期発見チェックリスト」(別紙3)を作成し、定期的に全職員で実施するその結果を共有し、互いにアドバイスしあうことで、早期発見・改善に努める。
- ② 生活アンケート(4月, 7月, 12月, 2月) 別紙4や教育相談を定期的の実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ 相談週間に限らず、何か気になることがあった場合には声をかけるなど、児童の様子に気を配る。
- ⑤ 学習室などを相談の場として活用するなど、児童が相談しやすい環境を整える。
- ⑥ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、下記「重大事態発生時の調査対応図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「つつじが丘小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

【重大事態発生時の調査対応図】



- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※当該加害・被害児童生徒・保護者へのケア・見守りの継続。
- ※再発防止に向けた取り組みを行う。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、「いじめ対策等防止委員会(生活サポート委員会)」でいじめに関する取り組みの検証を行う。

いじめ早期発見・対応マニュアル

①いじめの発見

あらゆる場面を通して、児童の状況を観察
いじめはすべての学級で起こりうるとの認識をもつ

保護者からの情報

本人からの訴え

担任による発見

他の教職員による発見

周りの児童からの訴え

地域や関係機関からの情報

生活アンケートや面談

いじめの可能性のある事案の把握

アンケートは複数の目で見ると
★3年間保存

②いじめ対応

いつ、どこで、だれが、だれに対して、
どうしたのか

生徒指導担当に報告

管理職に報告

些細な兆候や懸念、訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談する

事案に対し、実効的なメンバーで構成する

●学校いじめ防止対策組織の招集
事実確認（いじめの認知）と対応方針の決定
→ 全職員での情報共有

重大事態かどうかの判断をする（学校又は市教委が調査をする）
★記録は5年間保存

必要に応じて、被害児童・加害児童宅へ家庭訪問

●当該児童への事実確認
被害児童への聞き取り
加害児童への聞き取り

【関係機関との連携】
・学校教育課
・ココエール
・東三河児童・障害者相談センター
・教育相談室
・豊橋警察署少年係

被害児童を守り通す。必要に応じて、学級・学年指導を行う
被害児童宅に家庭訪問し、指導の内容や学校での様子を伝える

●学校いじめ防止対策組織の招集
事実確認した内容の報告と、被害児童・加害児童への対応協議等
→ 全職員での情報共有
※必要に応じて、複数回行う

加害児童宅に家庭訪問。指導の内容や学校での様子を伝える

●具体的な対応を行う

見守り等、今後の対応について全職員で情報共有

③事後対応

経過観察

被害児童宅に家庭訪問し、再度学校での様子を伝え、保護者の思いをくみ取る

いじめの解消

加害児童宅に家庭訪問し、再度学校での様子を伝え、保護者の思いをくみ取る

【いじめ解消の判断】 少なくとも2つの要件が満たされていること

- 1 いじめに係る行為が止んだこと
- 2 いじめに係る行為が止み、相当期間継続していること
- 3 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及び、その保護者に対し、面談等により確認をする

年間計画

月	会議・研修等	未然防止	早期発見
4月	学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証・子どもを語る会・生活サポート委員会	・新しい通学班での登校の様子 の把握 ・家庭訪問で保護者の願い、 情報の収集	・生活アンケート (1回目)
5月	・いじめ防止基本方針の改定	★6月以降に随時行う。	・6年QU検査
6月	・学校いじめ防止組織の 立ち上げ	・豊橋学校いのちの日 (いじめについての授業)	
7月	・入学式、始業式での周知	・個人懇談会で保護者の願 い、情報の収集	・生活アンケート (2回目)と面談
8月	・相談窓口等の周知	・教育相談(適宜)	
9月	・いじめについての 現職研修②		
10月			
11月			
12月	・学校評価アンケートの実施		・生活アンケート (3回目)と面談
1月	・いじめについての 現職研修③	・教育相談(適宜)	
2月			・生活アンケート (4回目)と面談
3月	・1年間の振り返りと、次 年度に向けた生徒指導 部会 ・学校評価アンケートの 結果をうけての、次年 度の課題の検討 ・学校いじめ防止基本方 針の見直し		・いじめ早期発見対応マ ニュアル、チェックリ ストの検討

いじめ早期発見チェックリスト

1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 誰かの机が乱れている
- ☐ グループ活動、席替え後に、机と机の間に隙間がある
- ☐ 掲示物が破れていることがある
- ☐ 特定の児童だけが発言権をもっている雰囲気がある
- ☐ グループが固定化し、他グループとのトラブルがある
- ☐ 友達のがんばりを冷やかす児童・グループの存在がある
- ☐ グループ分けをした際、特定の子どもが残ることがある

2 いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- ☐ あいさつをしなかったり、反応しなかったりする
- ☐ 誰からもあいさつされる様子がない
- ☐ 遅刻・欠席が増えている
- ☐ 表情が暗く、うつむきがちである
- ☐ 体調不良をよく訴えたり、保健室に行きたがる
- ☐ その子の持ち物がなくなることがある
- ☐ その子の掲示物にいたずらされることがある

●授業中・休み時間

- ☐ 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- ☐ 班編成をすると孤立することがある
- ☐ 発言すると、教室がざわつく
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 独りでいることが多い
- ☐ 変なあだ名で呼ばれることがある

●給食・清掃の時間

- ☐ その子が配膳すると、嫌がる素振りをされる
- ☐ 食べ物にいたずらや極端に少ない盛り付けをされる
- ☐ 独りで活動することがある
- ☐ 会食中に会話に入ろうとしない（入れてもらえない）
- ☐ その子の机やイスだけ運ばれない
- ☐ みんなが嫌がる仕事をやらされている

3 いじめている子

- ☐ ストレスを抱えている様子が見られる
- ☐ 教職員の機嫌を取ろうとしている
- ☐ 特定の児童にのみ、強い仲間意識をもっている
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け入れない
- ☐ 命令口調が目立つ

4 いじめの認知から早期対応に向けて

●担任として

- ☐ わずかなサインを見逃さないよう、常に児童の様子を把握することに努めている
- ☐ 些細な兆候や懸念、児童からの訴えを担当一人で抱え込まず、個人で判断することなく、報告・相談している。
- ☐ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- ☐ 被害児童を守り通すという意識で対応している

●アンケートおよび個人面談

- ☐ 生徒指導担当から示された生活アンケートを、定期的実施している
- ☐ アンケートの結果は、複数の目で確認するようにしている
- ☐ アンケート、個人面談で把握した事案について、学校いじめ防止対策組織に報告している
- ☐ アンケート後には個人面談をし、適切なアドバイスを心掛けている

(生徒指導担当)

- ☐ 記入後のアンケート用紙は、四役にも目を通してもらっている
- ☐ アンケートの結果を集計し、全職員に結果を知らせている
- ☐ アンケートや面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている
- ☐ アンケート用紙を適切な場所に保存している（3年間）

5 重大事態への対応について

(生徒指導担当)

- ☐ 児童、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告、調査等に当たっている
- ☐ 記録については5年間保存し、記録の廃棄については、被害児童・保護者に説明の上行う

6 学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- ☐ いじめの定義やいじめの解消の判断などについて周知を行っている
- ☐ 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、入学時、各年度の開始時、改定時に、児童と保護者、関係機関等に説明している。また、ホームページにも掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- ☐ いじめの認知が「0」の場合、児童と保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- ☐ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- ☐ 年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- ☐ 学校いじめ防止基本方針が、適切に機能しているかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- ☐ アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている

がっこうせいかつ あんけーと がつ
学校生活アンケート（6月）

ねん ぐん ばん なまえ
 年 組 番 名前（ ）

がっこう の 先生たち いっしょうけんめい なに にか へん ったこと はないで
 学校は楽しいですか？一生懸命、何かにがんばっていますか？何か困ったことはないで
 すか？先生たちにいろいろ教えてください。

★新しい学年になってから今までのことをふりかえって教えてください。

★あてはまることに○をつけたり、（ ）に書いたりしてください。

①学校は楽しいですか？ → とても楽しい ・ 楽しい ・ ふつう ・ 楽しくない

②どうしてそう思うのかな？

（ ）

③休み時間によく遊ぶ友達の名前を教えてください。（何人でも）

（ ）

④友達にいやなことをされたことはありますか？ → ある ・ ない

⑤「ある」に○をつけた人は、どんなことがあったのか教えてください。

（ ）

⑥友達にいやなことをしたことはありますか？ → ある ・ ない

⑦「ある」に○をつけた人は、どんなことをしてしまったのか教えてください。

（ ）

⑧メディアコントロール

★自分専用の携帯電話かスマートフォンを持っていますか？ → はい ・ いいえ

★メディア(テレビ、ゲーム、インターネットなど)をみる時間はだいたいどれぐらいですか？

0分～30分 31分～60分 61分～90分 90分～120分 それ以上（ ）時間

★メディアについて、おうちでルールが決まっていますか？ はい ・ いいえ

⑨困っていること、いやなこと、心配なこと…、何かあったら「先生、あのね」に書いて
 教えてください。

先生、あのね。
